

わが国のがん対策の歩みについて

法律	がん対策推進基本計画	研究戦略
平成18年6月 がん対策基本法成立 平成19年4月 がん対策基本法施行 平成25年12月 がん登録推進法成立	平成19年6月 がん対策推進基本計画 閣議決定 平成24年6月 第2期がん対策推進基本計画 閣議決定 平成27年6月 がん対策推進基本計画 中間評価	昭和59年4月 対がん10ヵ年総合戦略 平成6年4月 がん克服新10ヵ年戦略 平成16年4月 第3次対がん10ヵ年総合戦略 平成26年4月 がん研究10ヵ年戦略
がん対策加速化プラン		
平成28年6月頃 がん対策基本法 改正 (P) ＜議連で検討の動き＞	平成29年6月頃 第3期がん対策推進基本計画 閣議決定	

がん対策を加速するための新たなプランの策定について

がんサミット開催（平成27年6月1日）

～安倍総理大臣の挨拶より～

本日、私から、厚生労働大臣に対し、「がん対策加速化プラン」を年内を目途に策定し、取組の一層の強化を図るよう指示いたします。このプランは、厚生労働省だけでなく、関係する多くの方々と政府が一丸となって実施するものです。

～塩崎厚生労働大臣の挨拶より～

【がん対策を加速するための3つの柱となる考え方】

- ① がん教育やたばこ対策、がん検診を含む早期発見の強化に取り組む「**がん予防**」を進め、「避けられるがんを防ぐ」こと
- ② 小児がん、希少がん、難治性がん等の研究の推進に取り組む「**治療・研究**」を推進し、死亡者数の減少につなげていくこと
- ③ 緩和ケア、地域医療やがん就労の問題などに取り組む「**がんとの共生**」を進め、「がんと共に生きる」ことを支援すること

がん対策加速化プラン（年内目途）

「がん対策加速化プラン」の3本の柱

